

発電所における情報提供の概要について

平成23年11月30日



東京電力

発電所における情報提供の概要について(1/3)

新潟県 地域防災計画に基づく情報

【 周辺の環境へ影響を及ぼす あるいは その恐れのある情報 】

- ①原子力災害対策特別措置法 第10条
「異常事態発生時における原子力防災管理者の通報義務」
- ②原子力災害対策特別措置法 第15条
「原子力緊急事態宣言」

地域防災計画に基づく
対応が必要

安全協定に基づく情報

【 トラブル情報 】

- ①通報連絡要綱1－(3) 発生後直ちに通報連絡する事項
- ②通報連絡要綱1－(4) 発生後速やかに連絡する事項

【トラブル情報】
東京電力が
独自に公表
している情報

発電所のトラブルとして
報道される可能性

【 プラント運転情報 】

- ①通報連絡要綱1－(1) 定期的に通報連絡する事項
- ②通報連絡要綱1－(2) その都度通報連絡する事項

※安全協定：「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」

発電所における情報提供の概要について(2/3)

新潟県 地域防災計画に基づく情報

H22年度
実績

0件

0件

- ①原子力災害対策特別措置法 第10条
 - ・全交流電源喪失
 - ・原子炉冷却材漏えい
 - ・敷地境界放射線量上昇 など
- ②原子力災害対策特別措置法 第15条
 - ・直流電源喪失(全喪失)
 - ・非常用炉心冷却装置注水不能
 - ・敷地境界放射線量異常上昇 など

安全協定に基づく情報

【 トラブル情報 】

- ①通報連絡要綱 1-(3) 発生後直ちに通報連絡する事項
 - ・計画外の原子炉の停止、出力変動
 - ・モニタリングポストの故障
 - ・敷地内の火災
 - ・発電所周辺での震度3以上の地震 など
- ②通報連絡要綱 1-(4) 発生後速やかに連絡する事項
 - ・極く軽度な計画外の出力変化
 - ・漏えい燃料の兆候
 - ・火災のおそれがある事象の発生 など

16件

3件

【 トラブル情報 】

東京電力が独自に公表している情報

- ・休業を要しないけが人、病人の発生
- ・少量の油漏れ
- ・漏えい拡大防止堰内の少量の水漏れ など

29件

安全協定に基づく情報

H22年度
実績

【 プラント運転情報 】

- ①通報連絡要綱 1－(1) 定期的に通報連絡する事項
 - ・発電所の運転保守状況
 - ・使用済燃料、放射性廃棄物の保管状況 など

- ②通報連絡要綱 1－(2) その都度通報連絡する事項
 - ・定期検査、定期事業者検査の実施計画、結果
 - ・計画的な原子炉の起動、停止
 - ・新燃料及び使用済燃料の輸送計画 など

30件

94件

原災法 第10条

「異常事態発生時における原子力防災管理者の通報義務」

1. 敷地境界放射線量上昇
2. 放射性物質通常経路放出
3. 火災爆発等による放射性物質放出
4. 事業者外運搬放射線量上昇
5. スクラム失敗
6. 原子炉冷却材漏えい
7. 原子炉給水喪失
8. 原子炉除熱機能喪失
9. 全交流電源喪失
10. 直流電源喪失（部分喪失）
11. 停止時原子炉水位低下
12. 燃料プール水位低下
13. 中央制御室使用不能
14. 原子炉外臨界蓋然性
15. 事業所外運搬放射性物質漏えい

原災法 第15条

「原子力緊急事態宣言」

1. 敷地境界放射線量異常上昇
2. 放射性物質通常経路異常放出
3. 火災爆発等による放射性物質異常放出
4. 事業者外運搬放射線量異常上昇
5. 原子炉外臨界
6. 原子炉停止機能喪失
7. 非常用炉心冷却装置注水不能
8. 格納容器圧力異常上昇
9. 圧力抑制機能喪失
10. 原子炉冷却機能喪失
11. 直流電源喪失（全喪失）
12. 炉心溶融
13. 停止時原子炉水位異常低下
14. 中央制御室等使用不能
15. 事業所外運搬放射性物質異常漏えい

(別紙 1)

原子力発電所に関する通報連絡要綱

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所(以下「発電所」という。)周辺地域の安全確保に関する協定書(以下「協定書」という。)第4条第2項に基づき、この要綱を定める。

1 通報連絡すべき事項は、以下のとおりとする。

(1) 定期的に通報連絡する事項と時期

発電所の運転保守状況：毎月

発電所の工事計画の概要：四半期毎

使用済燃料の保管状況：四半期毎

放射性廃棄物の管理状況：四半期及び年度毎

放射線業務従事者の線量管理状況：四半期及び年度毎

(2) その都度通報連絡する事項と時期

定期検査(燃料取替を含む)及び定期事業者検査の実施計画並びにそれらの実施結果：実施前及び実施後

新燃料及び使用済燃料の輸送計画：実施前

放射性固体廃棄物の敷地外への搬出：実施前

協定書第6条第1項に基づき丙が実施した環境放射線及び温排水等の監視調査結果：協定書第9条で定める各技術連絡会議開催のとき。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年6月10日法律第166号)に基づく施設の設置又は変更計画の概要(協定書第3条で定める事前了解の対象となるものを除く)：申請前

計画的な原子炉の起動、停止及び出力変化並びに計画的な発電機の並列及び解列

その他必要な事項：甲、乙又は丙が必要と認めるとき。

(3) 発生後直ちに通報連絡する事項

「実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則第19条の17」に基づき経済産業省へ報告する事項

「電気関係報告規則第3条」に基づき経済産業省へ報告する事項

原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき。

原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、五パーセントを超える原子炉の出力変化が生じたとき若しくは原子炉の出力変化が必要となったとき。

気体状又は液体状の放射性廃棄物を排気又は排水設備により放出した場合における、原子炉施設保安規定に定める放出管理目標値の超過

核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染されたもの（以下「核燃料物質等」という）又は放射性同位元素を輸送中の事故

核燃料物質等又は放射性同位元素の盗取又は所在不明

事故、故障等の発生又はそのおそれにより、施設からの退避又は立入規制を指示したとき。ただし、に該当するものを除く。

放射線監視に支障を及ぼすモニタリングポスト等の故障があったとき。

敷地内の火災

発電所周辺での震度3以上の地震

その他必要な事項

(4) 発生後速やかに連絡する事項

前項に該当しない極く軽度な事象で下記に示す事項。ただし、消耗品の取替えなど簡易な補修で復旧するような日常の保守管理内の事象を除くものとする。

なお、事象が発生した時点で前項に該当するおそれもあると判断した場合は、直ちに連絡するものとする。同様に、本項に該当するおそれもあると判断される事象についても速やかに連絡するものとする。

原子炉の運転中において、原子炉施設又は原子炉施設以外の施設の故障により極く軽度な計画外の出力変化が生じたとき又は出力抑制の必要が生じたとき（台風、雷等の自然災害に起因する事象、発電所外の電力系統に起因する事象は除く。）。

原子炉の運転中又は運転停止中において、燃料に係わる極く軽度な故障が認められたとき又は想定されたとき（運転中において原子炉水の放射性よう素濃度が、通常範囲を一定程度超過したとき又は定期検査等で燃料漏えい検査を実施するとき。）。

、その他、原子炉の運転に関連する主要な機器に極く軽度な機能低下又はそのおそれのある故障が生じたとき（原則として、その機器の故障により、プラントの運転に直接影響を及ぼす系統の機能を低下させることがなく、又はそのおそれもない場合は除く。）。

火災のおそれがあると判断される事象が発生したとき。

原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を逸脱したとき。

気体状又は液体状の放射性廃棄物の極く軽度な計画外の排出があったとき
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物が、機器の故障、誤操作等により管理区域内で極く軽度に漏えいしたとき（単に増締め等により速やかに復旧する場合及び定期検査等における予防措置を講じた作業時の漏えいを除く。）。

従事者及び従事者以外の者の極く軽度な計画外の被ばくがあったとき。

原子炉施設に関し、休業を要する極く軽度な人の障害が発生したとき。

原子炉等の内部で異物を発見したとき。

発電機の解列又は原子炉の運転停止であって、本要綱 1（2）、（3）の各項による通報連絡がなされないもの。

2 通報連絡の方法は、以下のとおりとする。

（1）総括責任者及び連絡責任者の選任

甲、乙及び丙は、それぞれ総括責任者、連絡責任者及び連絡責任者の代務者を選任し、相互に通知する。

（2）連絡方法

通報連絡するものは、文書の提出により行う。

ただし、緊急を要する場合、発生後直ちに通報連絡するもの若しくは発生後速やかに通報連絡するものは、文書の提出に先立ち、電話で行うことができる。

なお、電話連絡の場合は、可能な限り下記様式の第一報を例とした文書も併せて提出するものとする。